

## 答申

### 1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年5月22日福警地総第249号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象保有個人情報の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象保有個人情報

審査請求に係る対象保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、令和5年5月11日付けで実施機関に対して行った以下の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に係る審査請求人の保有個人情報である。

ア ○○市○○のT字路において、2023年1月22日交通反則告知を受けた際、○○巡査部長が警察車両からカメラを持ち出し、拒否したにもかかわらず私の顔と車両をカメラで撮影したその電磁的記録（以下「本件請求1」という。）。

イ 上記アの警察官の個人情報収集・保存の理由とその正当性を裏付ける個人情報保護法を含む関係法令資料（以下「本件請求2」という。）。

#### (2) 本件保有個人情報の開示決定状況

実施機関は、本件保有個人情報について、写真等の撮影をしていないため、保有しておらず存在しないとして、法第82条第2項の規定により、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年5月11日付けで、実施機関に対し、法第77条

第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和5年5月22日付けで、審査請求人に対し、法第82条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和5年5月31日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和5年9月28日付けで、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

##### (1) 本件請求1について

実施機関は、本件保有個人情報を開示しない理由について、「写真等の撮影をしていないため、保有しておらず存在しない」としたが、事実として警察官は審査請求人に対し同意も求めず、また、写真撮影することを拒否したにもかかわらず、審査請求人と審査請求人の車両を撮影した。

「シャッターを押していない」とすれば、県民から強引に個人情報を取得するように見せかけた警察官による威嚇、威圧的行為で「違法行為」である。

よって、撮影はされており、「保有しておらず、存在しない」という理由は虚偽であろう。開示すべきである。

##### (2) 本件請求2について

実施機関は、上記(1)の理由により、「写真等の撮影の正当性を裏付ける公文書も存在しない」としたが、実際は撮影されたため、その正当性を裏付ける公文書を作成する責務がある。「保有しておらず存在しない」というのは虚偽であろう。開示すべきである。

#### 5 実施機関の主張要旨

##### (1) 本件請求1について

警察官が審査請求人を撮影した事実がないことから、本件請求に係る審査請求人の保有個人情報は保有していない。

##### (2) 本件請求2について

警察官が審査請求人を撮影した事実がないことから、当該撮影理由やその正当性を裏付ける公文書は作成しておらず存在しないため、本件請求2に係る審査請求人の保有個人情報は保有していない。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件保有個人情報の性格及び内容

#### ア 交通反則通告制度の概要

交通反則通告制度とは、車両等の運転者がした道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）違反行為のうち、比較的軽微であって、現認、明白、定型的なものを反則行為とし、反則行為をした者（一定の者を除く。）に対し、行政上の手続として、実施機関が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されず、一定期間内に反則金を納付しなかったときは、本来の刑事手続が進行することを内容とする制度である。

#### イ 警察職員の活動範囲

警察職員の活動は、個人の権利を不当に侵害しないよう、以下のとおり、法令により厳格に制限されており、したがって、道交法違反が認められる場合の捜査は、個人の権利等を侵害しないよう、法令に従って厳格に行われなければならない。

#### (7) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査や交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務とする。その活動は、当該責務の範囲に限られ、個人の権利及び自由の干渉にわたる等、権限の濫用があってはならない。

#### (4) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第3条

捜査を行うに当たっては、警察法、刑事訴訟法その他法令及び規則を厳守し個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

### (2) 本件保有個人情報の存否について

実施機関及び審査請求人双方の主張を総合するに、〇〇警察署の警察官（以下「本件警察官」という。）が審査請求人に対して証拠保全のために撮影する旨申し向けた上デジタルカメラを構えたのは、道交法違反の反則行為の告知を行った際、審査請求人が、本件警察官の言動について録音（撮影）に及ぼうとしたこと等から、業務妨害に該当する可能性があるとともに、その後のトラブル

ル等様々な事態に対応できるよう警察官としての適正な職務執行状況を担保する必要があると判断したためと考えられる。

審査請求人は、本件警察官により実際に撮影されたと主張している。一方、実施機関は、そうした本件警察官の対応の結果、審査請求人が録音（撮影）に及ぶことなくその行為を中止したことから、証拠保全の必要性はなくなり、本件警察官が審査請求人の主張するような撮影行為に及ぶことはなかったものと説明している。

審査請求人及び実施機関のいずれの主張からも、少なくとも本件警察官が審査請求人に対してデジタルカメラを構えたこと、その後、審査請求人が本件警察官に対して録音（撮影）に及ぶことはなかったことは認められ、そうすると、本件警察官は、デジタルカメラを構えたものの、証拠保全の必要性等がなくなったため、写真撮影を行うまでには至らなかったとする実施機関の説明が特段不合理であるとは言えない。

また、当審議会が〇〇警察署に保管されている保有個人情報の有無を見分したところ、本件保有個人情報は存在しないことが確認された。

以上のことから、実施機関が、本件保有個人情報について、不存在を理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。